

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

1 こどもの権利の保障

(1) 現状と課題

我が国では、こどもの人権や自由を尊重し、こどもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を促進することを目指した「児童の権利に関する条約」を平成6年に批准しました。また、児童虐待防止については、もともと児童福祉法に盛り込まれていましたが、増加する児童虐待に対応するため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が新たに施行され、児童虐待防止対策が強化されました。

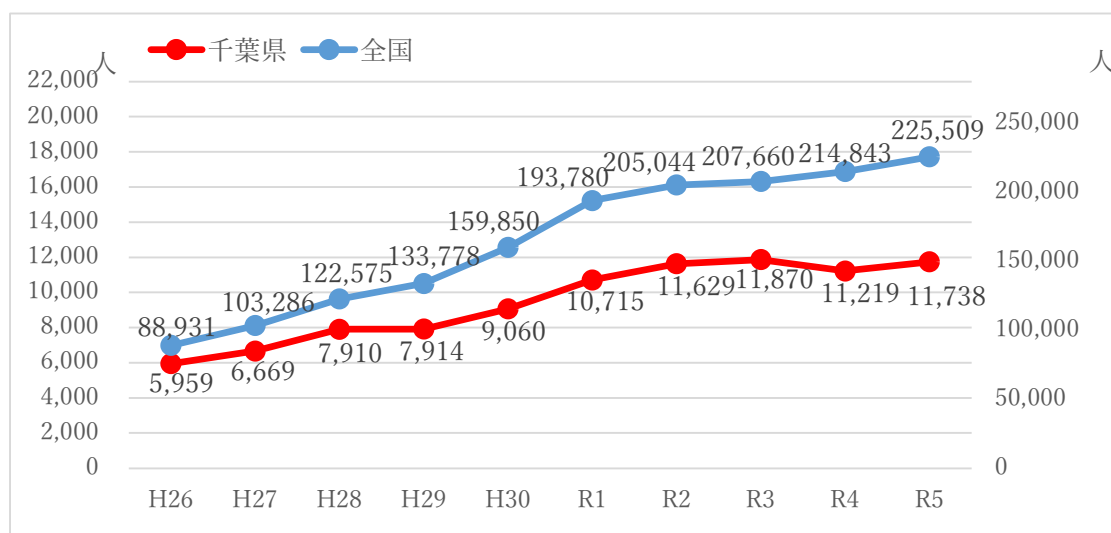
平成28年には、昭和22年の制定当初から見直されていなかった児童福祉法の理念規定が改正され、全てのこどもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有することが、明確化されました。さらに、令和4年の改正では、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化されるとともに、児童相談所等から独立した第三者がこどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されました。また、社会的養護が必要なこどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務に位置付けられました。

児童の権利に関する条約は、こどもを権利の主体として位置付け、ひとりの人間としての人権を認めています。その権利を保障するためには、こどもの意見や意向を尊重するための取組を進める必要があります。施設や里親のもとで生活するこども及び一時保護所に保護されているこどもに対するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、「あなたは周りの大人があなたの意見を聞いてくれていると感じますか。」の問いに対して、「とても感じる」「感じる」と回答したこどもが約7割にとどまっており、全てのこどもが、自分の意見を聞いてくれていると感じるように、こどもが意見を表明しやすい環境を作ることや意見を表明する機会を保障すること、権利の侵害を受けたと感じたときに相談できる環境を作ることが必要です。

こどもの人権を巡る問題は、児童虐待をはじめ、いじめによる自殺、大麻等の薬物乱用の低年齢化、児童買春・児童ポルノ等の性の商品化、SNSを通じた犯罪被害など、複雑化・深刻化しています。

本県の虐待対応の状況ですが、児童相談所における児童虐待相談対応件数はここ数年横ばいで推移しており、こどもの命が失われる事件も未だなお発生しており、更なる対策が必要です。

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（千葉県と全国）



出典：「福祉行政報告例」

(2) 対策

- i. こどもたちが、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動で表せるようになるため、人権教育を推進します。
- ii. 里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等において、こどもの意見・意向を聴き、十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる対応を行うとともに、こどもが理解できるように十分に説明します。
- iii. 虐待等により家庭での生活ができないこどもたちに対しては、子どもの権利ノートを渡して、こどもの権利をわかりやすく説明するとともに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布するなど、周囲の大人には相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めます。また、令和4年の児童福祉法改正を踏まえ、子どもの権利ノートの見直しを行います。
- iv. こどもの意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援事業を実施し、

こどもが意見を述べる機会を保障します。

- v. 社会的養護が必要なこどもの権利が侵害された場合に、こども自身が社会福祉審議会に意見を申し立てることができる仕組みについて、十分に周知を行うとともに、適切に運用します。
- vi. 一時保護解除後の家庭復帰など、こどもの権利侵害のリスクや十分な安全確保への配慮が必要とされるケースに対しては、年齢に応じて、こども自身が必要に応じてみずから SOS を直ちに発信できる仕組みや機材の導入を検討していきます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待死亡ゼロに向けた取組	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進します。
心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行います。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行います。
子どもの権利ノート の作成・配布事業	「こどもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」をこどもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、一時保護や里親委託、施設入所しているこどもたち等に配布します。また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
こどもの意見表明等 支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が、児童相談所一時保護所や児童養護施設等で生活するこどもの想いや悩み、不満、措置内容等に関して、こどもの意見・意向の表明等を支援します。
こどもの権利擁護に 係る環境整備	児童養護施設等に入所措置を受けたこどもなどからの申立てに応じて、社会福祉審議会が、関係機関やこどもに対して必要な調査を行った上で、審議を行い、必要な場合に児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用します。

(学校) 人権教育推進事業	学校における人権教育に関する諸問題について研究協議を行うとともに、全教職員へ配付する指導資料を作成し、人権教育の推進、充実を図ります。
児童虐待防止ＳＮＳ相談事業	こどもからも家庭に関する悩みなどを相談できるＳＮＳ相談窓口「親子のためのＳＮＳ相談@ちば」を運営し、専門の相談員が各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に情報提供を行います。
教育相談事業	「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」などの電話相談をはじめ、メール相談、ＳＮＳ相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童虐待による死亡事例	1件 (平成31年1月)	1件 (令和5年7月)	ゼロ	毎年度
こどもの意見表明等 支援事業の対象とするこども		児童相談所に一時保護 及び児童養護施設に入 所しているこども (令和7年4月)	社会的養護に関わる全 てのこども	令和11年度

(5) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定当時の状況	目標	達成・未達成の状況	期限
子ども相談窓口の設置	一部のこどもを対象に実施	全てのこどもを対象とした窓口の設置	達成 (親子のための SNS 相談@ちばなど、全てのこどもを対象とした相談事業を実施)	令和 11 年度

2 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障

(1) 現状と課題

本計画では、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえ、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」を計画全体に共通する基本的な考え方とし、様々な施策に取り組みます。

まず、「家庭養育優先原則」ですが、平成28年の改正児童福祉法において、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、国や地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援しなければならないとされました。一方で、虐待などにより、家庭において養育することが困難である場合などには、家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じなければならないとされました。

次に「パーマネンシー保障」についてですが、パーマネンシー保障は、単に家庭養育を優先することではありません。虐待などにより、やむを得ず代替養育とすることで、こどもは家庭から分離され、家族、友人、学校などとのつながりを失うことになります。パーマネンシーを保障するということは、こどもが将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者、そして家族等とのつながりの中で育っていくことを保障することです。

そこで、本計画においては、パーマネンシー保障を次のとおりとします。

- 将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障すること

こどもの最善の利益を実現するためには、まずはこどもが家庭から分離されないよう、市町村において家庭維持のための予防的支援に最大限の努力を行い、その上で、やむを得ず代替養育を必要とする場合は、児童相談所において、こどもの意見・意向等を踏まえ、より家庭的な養育ができるよう、まずは里親やファミリーホームへの委託を検討し、これらが代替養育先として適当でないこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行います。そして、代替養育下においても、家庭復帰の可能性を検討するなど、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が重要です。

このため県では、市町村に対して必要な支援を行うことで、こども家庭センターの設置や、家庭支援事業の活用を促し、市町村と連携して、虐待等に至る前の予防的支援や、やむを得ず代替養育とする場合にあっては、家庭復帰のた

めの支援の充実に取り組む必要があります。

また、児童相談所においては、令和6年度に各児童相談所に配置した家庭養育推進チームが中心となり、こどもにとって望ましいパーマネンシーの実現に向けた支援計画や施設・里親などとの連携、市町村支援の在り方などについて検討を進めます。また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念が職員に定着するよう研修などにも取り組んでいく必要があります。

(2) 対策

- i. 母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行えるよう、市町村による「こども家庭センター」の設置・運営を支援します。
- ii. 虐待等に至る前の予防的支援やこどもの家庭復帰に向けた支援を強化するため、市町村による家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の実施を促進します。
- iii. 家庭養育推進チームが中心となり、こどもにとって望ましいパーマネンシーの実現に向けた支援計画や施設・里親などとの連携、市町村支援の在り方などについて検討を進めます。また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念が職員に定着するよう研修などにも取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
こども家庭センターの設置促進	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置・運営を支援します。 また、市町村職員などを対象とした研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援の充実を図ります。
家庭養育推進チームの配置	各児童相談所に家庭養育の推進を行うチームを配置し、市町村による予防的支援や家庭維持支援をサポートするほか、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底を図ります。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
こども家庭センターの 設置市町村数		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
家庭支援事業の実施市 町村数（下記4事業の うち、2事業以上実施） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度

3 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

(1) 現状と課題

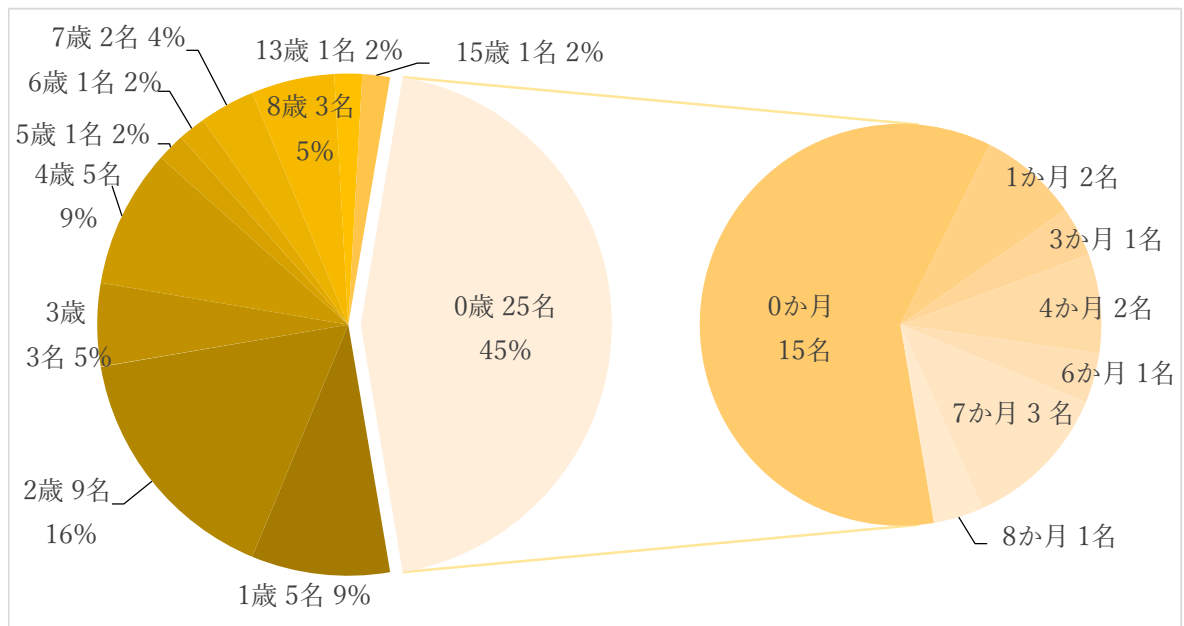
核家族化・共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化等により、地域において、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産、子育てに対する親や家族の不安や負担の緩和、子育て家庭の孤立化の解消など、地域で安心してこどもを生み、育てられる環境の整備が喫緊の課題となっています。

これまで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から行われていた支援は、利用者側から見ると、様々な窓口へアクションを起こさなければならず、また、支援者側から見ると、それぞれが持っている情報を集約・共有する場所や機会が明確になっていない状況でした。そのような課題を解決し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を行うワンストップ拠点として、平成28年の母子保健法改正により、「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は、母子健康包括支援センター）を市町村に設置することが努力義務とされました。本県においては、令和2年度中に全市町村が設置することを目標として取り組んできた結果、令和2年度は1町が未設置だったものの、令和3年度に全市町村での設置を達成することができました。

さらに、令和4年の児童福祉法の改正により、こども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となりました。こども家庭センターに求められる役割は大きく、設置の促進と母子保健事業や子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業を中心とした支援内容の充実が求められています。

また、国の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」によれば、心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が依然として約半分を占めており、その中でも生後4か月までの間に死亡している事例は0歳児の中で約8割となっています。

○虐待による死亡事例の年齢別の状況



出典：こども家庭庁「こども虐待の死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」

これらの事例においては、実母が、予期しない妊娠や計画していない妊娠、母子健康手帳の未交付、妊婦検診未受診などの問題を抱えているケースが多いことから、妊娠期からの支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭を、行政機関等が確実に把握できる体制を整備し、早い段階からこども家庭センターが支援することで、児童虐待の未然防止につながると考えられることから、県としてもこども家庭センターの設置・運営を支援していく必要があります。

さらに、県は、市町村と連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対して相談支援や一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業について、母子生活支援施設等を活用し、推進していく必要があります。また、母子生活支援施設はDV被害に限らず、虐待、障害、親子関係の問題など様々な困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設であることから、市町村に対して幅広く活用を促していく必要があります。

(2) 対策

- i. 母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行えるよう、「こども家庭センター」の設置・運営を支援します。
- ii. 特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭等に向けた支援を強化するため、市町村に対して必要な支援を行うことで、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。
- iii. 産後も安心して子育てができるように、母子保健従事者等の専門職に対し研修等を行い、取組を支援します。
- iv. 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう実践的な研修を行います。
- v. 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等を促進し、母子保健推進員等の訪問者について研修を通じた資質の向上を図るなど、訪問支援活動の強化を図ります。
- vi. 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やチャット等の相談を受けるとともに、必要に応じて市町村などの支援機関や医療機関等への同行支援を行う「にんしんＳＯＳちば」を運営します。

(3) 主な事業

事業名	概要
こども家庭センターの設置促進	市町村が設置するこども家庭センターの職員に対し、研修を行い、包括的な支援を行う人材育成を行います。
出産後の訪問支援の強化	市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」など、生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを促進します。
家庭支援事業の促進	特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭等に向けた支援を強化するため、市町村による子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行います。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して、面談等により情報提供や伴走型の相談支援を実施します。
妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、市町村は、妊婦であることの認定後に5万円、その後、妊娠しているこどもの人数の届け出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給するとともに、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ実施することで、妊産婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。
切れ目のない支援につなぐ妊娠ＳＯＳ相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やチャット等の相談に応じます。 また、必要に応じて市町村などの支援機関や医療機関等への同行支援を行います。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
こども家庭センターの 設置市町村数（再掲）		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
家庭支援事業の実施市 町村数（下記4事業の うち、2事業以上実施） （再掲） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ※養育支援訪問事業の 実施市町村数から見直し		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度

(5) 期限到来・達成済み目標

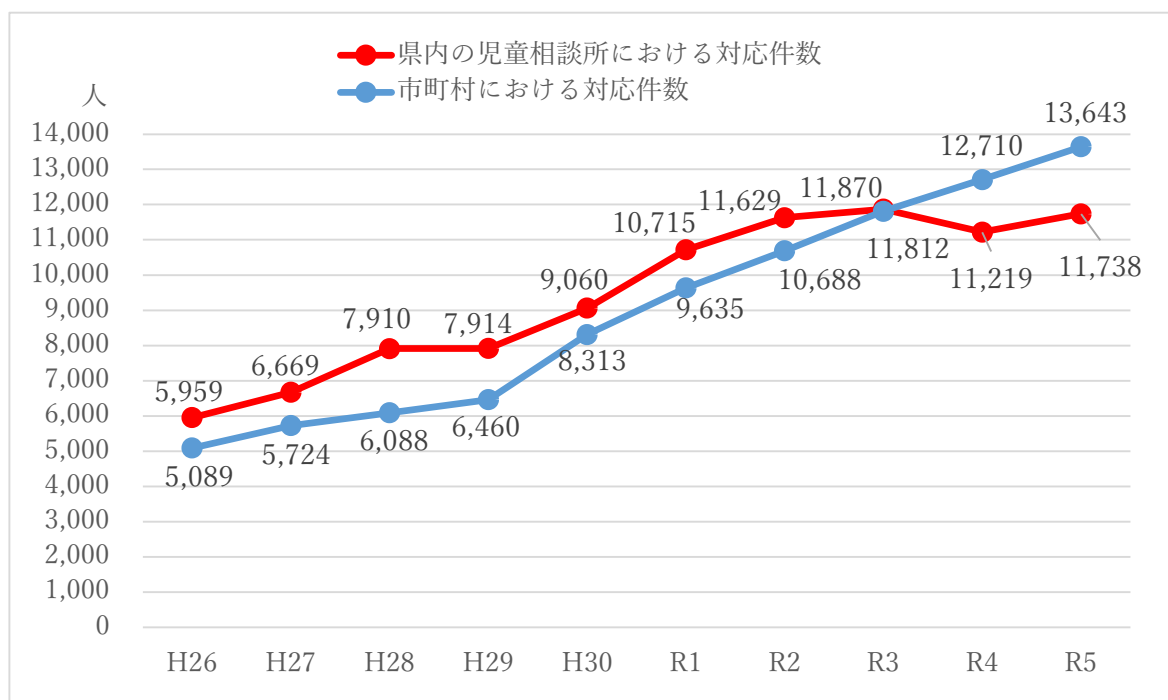
項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達成 の状況	期限
子育て世代包括支援 センターの設置市町 村数	29市町村 (平成30年度末)	全市町村	未達成 (53市町村) ※令和3年度に 全市町村設置済	令和2年度

4 市町村への支援と連携の強化

(1) 現状と課題

児童虐待の通告は、児童相談所だけでなく、県民にとってより身近な市町村においても受け付けています。県内の市町村における児童虐待相談対応件数についても、児童相談所と同様に、高い水準で推移しています。

○県内の児童虐待相談対応件数の推移（児童相談所と市町村）



出典：「福祉行政報告例」

児童虐待と思われるケースにおいては、その緊急性や重症度を判断し、市町村で対応するのか、児童相談所で対応するのかを決める必要がありますが、すき間に落ちるようなケースは絶対に生じさせてはならないことから、所管を明確にし、適切に役割分担をしながら、連携して対応することが重要です。

本県では、児童虐待事案への基本的な対応について、児童相談所と市町村共通の「千葉県子ども虐待対応マニュアル」を活用しているところですが、児童福祉法等の改正など最新の動向等を踏まえ、マニュアルを改定する必要があります。

また、平成28年の児童福祉法の改正では、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整

その他の支援を行うための拠点（以下「子ども家庭総合支援拠点」という。）を整備することが努力義務とされました。本県では、令和４年度中に全市町村への設置を目標として取り組んできましたが、特に小規模自治体において専門職の確保が難しいことなどから、令和５年度においても４０市町村の設置にとどまりました。

令和４年の改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務と定められたことから、県内全ての市町村が設置できるよう支援する必要があります。

○こども家庭センターの設置市町村

年 度	R 6
設置市町村数	2 3

出典：こども家庭庁「こども家庭センター」の設置状況等の調査」

○家庭支援事業の実施市町村数

事 業	子育て短期支援事業	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	左記のうち 2事業以上 実施
実施市町村数	2 6	2 0	1	9	1 8

※養育支援訪問事業 2 3 市町、一時預かり事業 5 4 市町村

※令和 7 年 2 月時点

出典：児童家庭課調べ

こどもにとって望ましいパーマネンシー保障のためには、「こども家庭センター」による相談支援体制の構築や家庭支援事業の活用により、虐待等に至る前の予防的支援と、やむを得ず代替養育としている場合における家庭復帰のための支援の充実・強化に取り組まなければならないことから、県は市町村の取組を支援していく必要があります。

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦を早期発見し、適切な支援・保護を行うためには、地域の関係機関が要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して情報や考え方を共有し、適切に連携して対応することが重要です。本県では、全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、過去の死亡事例検証において、要保護児童対策地域協議会が機能していなかったとの指摘がされています。

要保護児童対策地域協議会の運営を担う調整機関には、児童福祉司やそれに準ずる資格を有するなど一定の専門資格を有する者を配置することとされていますが、いまだに配置されていない市町村があります。また、スーパーバイザーがいない市町村も多いなど、経験が乏しい職員に大きな責任がかかりやすいことも課題であり、県内の市町村が一定の水準で要保護児童対策地域協議会を運営できるよう支援する必要があります。

(2) 対策

- i. 県と市町村が相互に児童虐待対応の体制や活動について理解を深め、円滑な意思疎通や情報共有のもと、一体的な対応ができるよう、児童相談所の家庭養育推進チームや市町村支援を担当する児童福祉司の配置、県と市町村の人事交流などにより、市町村の状況に応じた支援を強化します。
- ii. 児童福祉法等の改正など最新の動向等を踏まえ、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定を行います。
- iii. 「こども家庭センター」の全市町村への設置に向けて、統括支援員をはじめとした市町村職員向けの研修の実施、設置・運営に関する相談対応や助言などの支援を行います。
- iv. 要支援児童、要保護児童等の家庭等に向けた支援を強化するため、市町村に対して、必要な支援を行うことで、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。
- v. 要保護児童対策地域協議会において、実務者会議が有効に活用され、個別ケース会議も積極的に開催されるなど、効果的な運営が行われるように支援します。具体的には、調整担当の職員に対する研修の実施や、学識経験者や臨床心理士等の専門家のアドバイザー派遣を行います。
- vi. 体制の弱い市町村に対しては、調査などを通じて課題の抽出を行い、必要な支援策について検討します。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・市町村の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣 など
家庭支援事業の促進	要支援児童、要保護児童等の家庭等に向けた支援を強化するため、市町村による子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。

(4) 目標

項目	現計画策定当時の状況	現状	目標	期限
こども家庭センターの設置市町村数（再掲）		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
家庭支援事業の実施市町村数（下記4事業のうち、2事業以上実施）（再掲） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度

(5) 期限到来・達成済み目標

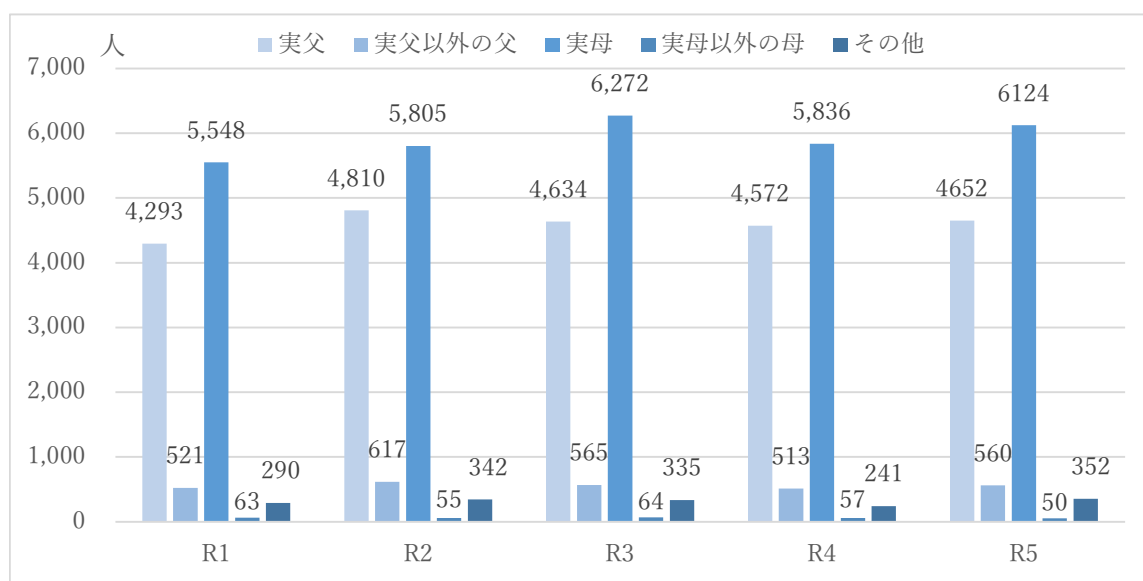
項目	現計画策定当時の状況	目標	達成・未達成の状況	期限
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	9市町村 (平成30年度末)	全市町村	未達成 (38市町村)	令和4年度

5 地域で支援する仕組みづくり

(1) 現状と課題

核家族化、共働き世帯の増加や地域との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えがちとなっています。児童虐待における最も多い虐待者は実母であり、健康状況の悪化、経済的な困窮、家族等の助けがなく一人で子育てをしているなど様々な要因から、周囲に相談できず、地域からも孤立化した結果、こどもに対する暴力、育児放棄などの虐待につながるものが少なくありません。子育てに対する不安感や負担感を軽減し、孤立化を防ぐため、地域において、子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や子育ての不安や悩みを共有できる場を提供することが必要です。

○主な虐待者の推移

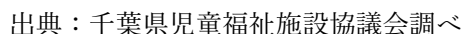
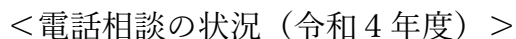


出典：「福祉行政報告例」

社会的なつながりや自ら声を上げる力が弱く、支援が必要でありながら公的サービスにつながらない子育て家庭に対しては、行政機関だけでなく、保育所、学校、中核地域生活支援センター、児童家庭支援センター、子育て支援に携わるボランティア団体、民生委員・児童委員、さらには地域の住民や自治会・町内会などが顔の見える連携をとって、必要な相談や支援が届くようにすることが重要です。

県としては、さらに児童家庭支援センターの設置を促進し、県下全域が訪問・電話相談等の対象地域となるよう取り組んでいく必要があります。

＜訪問相談の状況（令和４年度）＞



本県の児童家庭支援センターは、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設と、様々な児童福祉施設に併設されていること、社会福祉法人だけでなくNPO法人が運営する施設があるなどの特徴があり、支援が必要な子どもや家庭に対し、様々な角度からアプローチすることが期待できます。

また、1センター当たりの相談件数や児童相談所・市町村からの繋ぎは増えてきていますが、児童相談所からの指導委託の件数は徐々に増加しているものの、決して多いとは言えない状況が続いています。児童相談所や市町村の業務が多忙化する中で、子育て家庭に対する専門的な指導・助言ができる児童家庭支援センターの活用を推進していく必要があります。

○児童相談所が児童家庭支援センターに指導委託した件数の推移

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
指導委託件数	12	6	9	10	11	23	21	28

出典：「福祉行政報告例」

○市町村が児童家庭支援センターに指導を要請した件数

年 度	R5
指導を要請した件数	21

出典：児童家庭課調べ

児童家庭支援センターは補助金により運営されていますが、前年の相談件数等の実績に基づき補助額が決定されるなど、職員の配置状況に応じた補助金制度となっておらず、支援を拡大するために職員を雇用することや職員の経験年数や実績に応じた処遇改善などが困難な状況にあります。専門的な知識を有する職員を増員し、機能を強化するための取組も必要です。

(2) 対策

- i. 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
- ii. 地域子育て支援拠点事業所や利用者支援事業所、保育所、幼稚園などの様々な社会資源を「地域子育て相談機関」として活用し、こども家庭センターに適切に情報共有・連携する体制の構築を促進します。
- iii. こども食堂サポートセンターを設置し、こども食堂の立ち上げやネットワークの構築などを支援するなど、こどもの居場所づくりを支援します。
- iv. 全ての市町村が、児童家庭支援センターの相談支援の対象地域となり、市町村要保護児童対策地域協議会に児童家庭支援センターが加入するように、児童家庭支援センターの設置促進に向けた支援を強化します。
- v. 児童家庭支援センター職員の資質向上を図るための研修の強化、児童家庭支援センター間での連携や情報共有に対する支援などにより、児童家庭支援センターの機能強化に取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する利用者支援事業（地域子育て相談機関やこども家庭センターへの支援等）や地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業の促進を図ります。
主任児童委員研修事業	地域における児童福祉の中核的役割を担う主任児童委員に対して、資質向上を図るための研修を実施します。
児童家庭支援センター運営等補助事業 児童保護措置費	児童家庭支援センターの運営費や児童相談所からの指導委託、市町村からの要請による指導（指導促進事業）に係る経費を補助します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等の職員が資質向上のために研修に参加する経費等を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等の児童の安全の確保や施設の新設に係る経費を補助します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童家庭支援センターの設置数	11 箇所 (平成 30 年度末)	21 箇所 (令和 7 年 4 月)	25 箇所	令和 11 年度

(5) 施設一覧

○児童家庭支援センター（令和7年4月現在）

施設名	所在地	運営主体
子ども未来サポートセンター ほうゆう	千葉市	(福)鳳雄会
ファミリーセンター・ヴィオラ	木更津市	(福)一粒会
子山こども家庭支援センター	いすみ市	(福)チルドレンス・パラダイス
旭ヶ丘	千葉市	(福)千葉ベタニヤホーム
ふたば	千葉市	(福)房総双葉学園
オリーブ	松戸市	(福)晴香
子ども未来サポートセンター やちよ	八千代市	(福)鳳雄会
子ども家庭支援センター 「オレンジ」	南房総市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
望みの門ピーターパンの家	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会
児童家庭支援センター・ こうのだい	市川市	(福)ベタニヤホーム
とうかいこども家庭 しえんセンター	旭市	(福)東海学園
子ども家庭支援センター 「K'orange」	鎌ヶ谷市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
子里	千葉市	(福)天祐会
相談室ルッカ	柏市	(福)晴香
こどものひなた	茂原市	(特非)長生夷隅地域の くらしを支える会
ベーす	袖ヶ浦市	(福)陽だまり
いちのみや	一宮町	(福)児童愛護会
生活クラブ風の村はぐくみの杜 君津 こども家庭支援センター	君津市	(福)生活クラブ
子ども家庭支援センター 「Sakura」	佐倉市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
実籾パークサイドハウス	習志野市	(福)福祉楽団
ししく	茂原市	(福)獅子吼園
21施設（県所管17、千葉市所管4）		

6 広報・啓発活動の強化

(1) 現状と課題

令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正において、こどものしつけに際して、体罰を加えることが禁止され、本県のこどもを虐待から守る条例においても同様の記載をしています。虐待による深刻な事件の中には、保護者がしつけのためと主張しているものが多く見られます。令和4年の民法改正では、親権者による懲戒権の規定を削除し、親権者は、子の人格を尊重するとともに、年齢及び発達に程度に配慮し、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないことが明記され、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律においても、同様の改正が行われました。子育てにおいて、何が虐待にあたるのか、正しい知識を持つことが虐待の未然防止において重要となっており、これは保護者だけでなく、保育士や教職員などこどもに関わる関係者全員に必要な知識です。

また、かつては大家族や地域の中で、こどもの頃から、生命の大切さや生命を育むことを学ぶ機会がありましたが、最近では身近に小さいこどもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しており、令和元年11月の児童虐待死亡事例検証報告書（以下「第5次答申」という。）では、中学・高校生年代から子育ての実習、疑似体験等の学習機会を設け、地域での子育てへの参画を促進することが提言されました。

なお、虐待と思われるような事象を知った場合には、すぐに通告してもらうことにより、こどもの安全を確保することで、虐待の深刻化を防げる可能性が高くなります。児童虐待の通告は法律に定められた国民の義務であり、通告義務や通告先について、周知を図ってきました。虐待そのものを防ぐためには、こうした取組のほか、虐待に至る前に、子育ての不安や親子関係などの悩み、こども自身からの家庭に関する悩みなどを気軽に相談できる SNS を活用した相談窓口を広く周知していくことも重要です。

(2) 対策

- i. 「千葉県子どもを虐待から守る条例」の理念を実現するため、しつけに際しての体罰の禁止など、条例の内容について周知を図ります。
- ii. 年間を通じた広報啓発を行い、県民に対して、児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、相談機関等の周知を行います。
- iii. 秋のこどもまんなか月間である11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、県民に周知するための取組を強化します。
- iv. SNS相談窓口「親子のためのSNS相談@ちば」を運営し、子育ての不安や親子関係などの悩み、こども自身からの家庭に関する悩みなどの相談に対応し、児童虐待の未然防止に繋がります。
- v. 中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について、学ぶ機会の充実を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
子ども虐待防止地域強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため、秋のこどもまんなか月間である11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。
児童虐待防止SNS相談事業	SNS相談窓口「親子のためのSNS相談@ちば」を運営し、専門の相談員が各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関へ情報提供を行います。
子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図ります。

(4) 目標

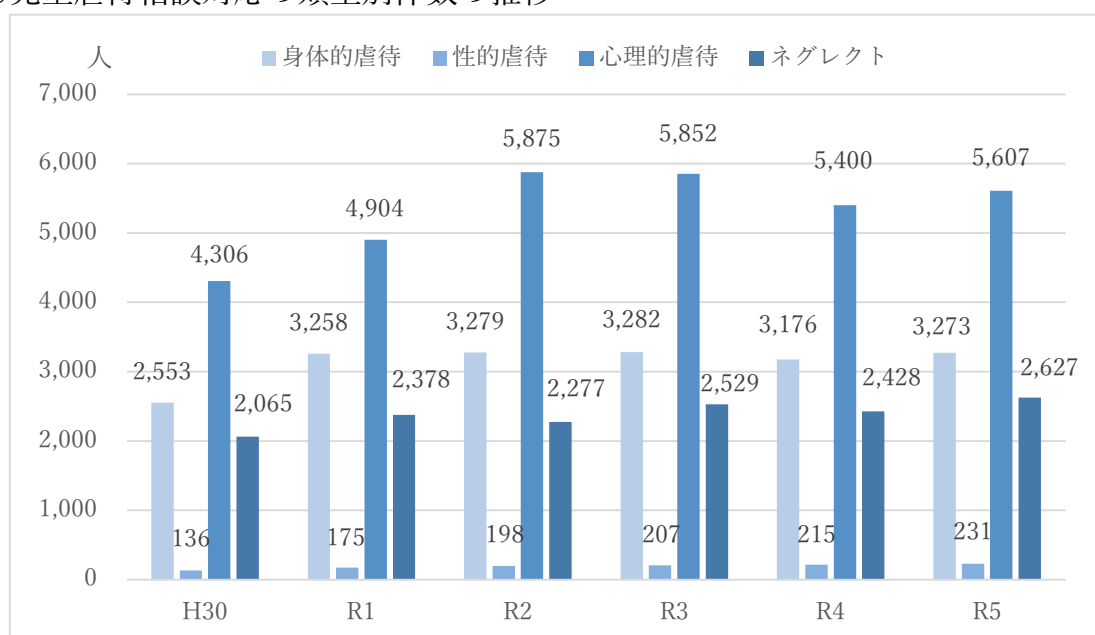
項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童虐待による死亡 事例（再掲）	1 件 (平成 31 年 1 月)	1 件 (令和 5 年 7 月)	ゼロ	毎年度
SNS 相談対応件数		8 1 6 件 (令和 6 年 3 月)	2 , 0 0 0 件	毎年度

7 DVを含む困難な問題を抱える女性対策との連携の強化

(1) 現状と課題

本県における児童虐待による死亡事例においては、DVがあった事例が多く、第5次答申では、DV家庭の特性についての理解を深めるよう提言してきた過去の検証報告が浸透していないことから、DV担当部署とも密接に連携し、DVに関する情報を踏まえたアセスメントを行うよう指摘されています。

○児童虐待相談対応の類型別件数の推移



出典：「福祉行政報告例」

児童虐待の類型別件数の推移を見ると、心理的虐待の割合が最も大きく、この5年間で4,306件から5,607件へと増加しています。そして、心理的虐待では、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう、いわゆる面前DVによる虐待のケースが半数以上を占めています。

○心理的虐待のうち暴力の目撃によるものの推移

年 度	R3	R4	R5
心理的虐待の件数	5,852	5,400	5,607
うち暴力の目撃によるものの件数（割合）	3,028 (51.7%)	2,849 (52.8%)	2,805 (50.0%)

出典：「福祉行政報告例」

DV 対策は、配偶者等から暴力を受けている被害者への支援が中心となるのに対し、児童福祉の視点では、DV そのものをこどもへの心理的虐待と捉え、あくまでもこどもの安全を確保するために保護や支援を行うことから、両者が互いの役割について理解し、一体となって保護や支援を行うことが重要となります。

また、女性をめぐる問題は、DVのみならず、生活困窮、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、様々な問題を相談できず、適切なサポートを受けられないまま孤立し、自らセーフティネットにつながる事が難しい場合もあります。妊婦、こどもを同伴しているなどの際には、特に注意を払い、状況に応じた対応ができるよう支援機関が連携を行う必要があります。

(2) 対策

- i. 児童相談所職員、市町村の児童虐待とDVを含む女性支援に携わる職員を対象に、DVと虐待が疑われる家庭への対応を想定したロールプレイ等を取り入れた実践的な研修を実施します。
- ii. DV防止のための県民一人一人への意識啓発や、若者を対象としたDV予防教育を推進するとともに、児童虐待防止の啓発と連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。
- iii. 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待担当部署とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- iv. DVを含む困難な問題を抱える女性及びそのこどもが、自立して生活が送れるよう、生活再建に向けた支援の充実を図ります。
- v. DVの加害者についても、相談に応じるによりDVの防止に努めるとともに、加害者更生プログラムについて国の動向等を注視し、情報収集に努めます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・女性支援（DVを含む）・児童虐待相談新任職員研修 ・女性支援（DVを含む）・児童虐待相談担当者研修など
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者等の生活再建に向けた相談・支援を行います。
子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待とDVには密接な関わりがあることから、児童虐待防止とDV防止を一体として広報啓発を行い、児童虐待の通告義務や相談窓口、DV被害の相談機関等の周知を図ります。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
困難な問題を抱える女性支援基本計画策定市町村数		1 か所 (令和 6 年度末)	増加	令和 8 年度

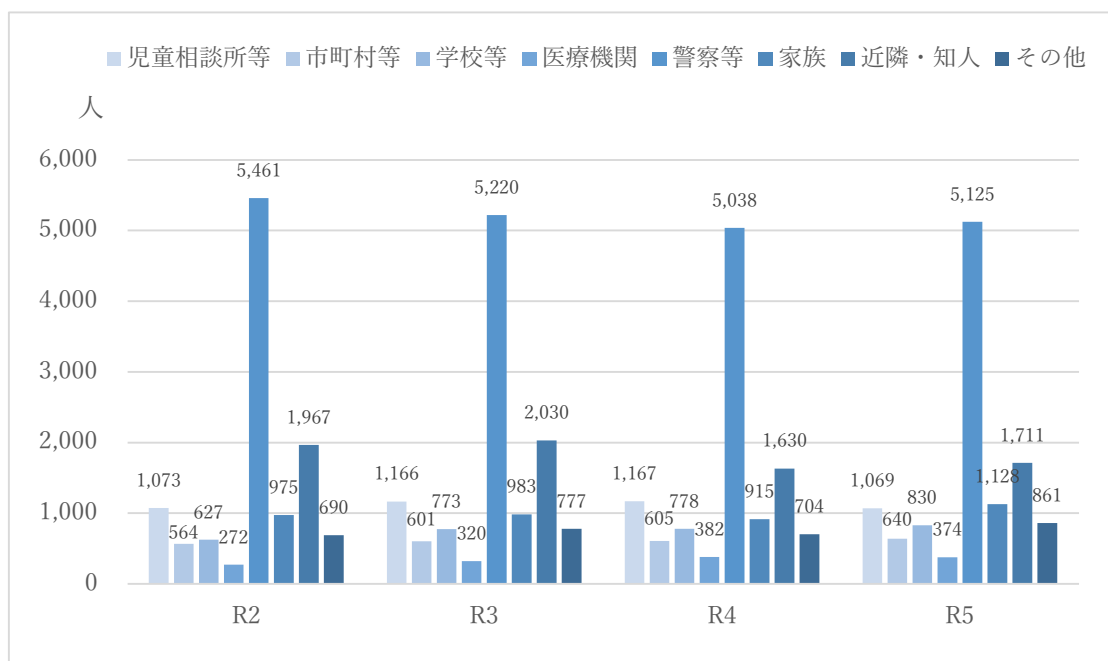
8 関係機関との連携の強化

(1) 現状と課題

こどもやその家庭をめぐる問題については、深刻化する前に、こどもやその家庭に対し支援の手を差し伸べる必要があります。そのためには、児童相談所と市町村の連携はもちろんのこと、警察、学校、医療機関、福祉関係機関・団体などの様々な関係機関と連携し、問題の早期発見や効果的な対応を図ることが重要です。

児童相談所における虐待対応の経路を見ると、警察等が最も多くなっているように、虐待の早期発見とこどもの安全確保のためには、警察との緊密な連携が重要になっています。特に警察の協力が必要と思われる事案に対しては、迅速に情報共有を行い、児童の安全を最優先とした対応を行う必要があります。そのため、児童相談所と警察による合同研修の開催や、県児童相談所のシステムを介した県警との情報共有等行ってきましたが、今後も更なる連携体制の強化が求められます。

○児童虐待相談対応の経路別件数の推移



出典：「福祉行政報告例」

学校や幼稚園、保育所などは、こどもが長時間を過ごす場所であり、教職員や保育士などは日常的にこどもたちと接することで、こどもたちの変化に気づきやすい立場にあります。教職員などに対する児童虐待対応に関する研修の充実や、学校等において組織的に対応するための体制の整備を図るとともに、市町村や児童相談所との連携を強化し、円滑な情報共有ができる体制を構築する必要があります。

医療機関は、受診するこどもの外傷などから、身体的虐待が疑われる事案の早期発見に重要な役割を果たしていることから、被虐待児の診療経験などを共有することにより、医療現場における虐待対応の向上を図る必要があります。また、虐待事案に限らず、こどもやその保護者の心身の問題に対応する中で、養育支援が必要と思われる家庭について幅広く相談できるように、日頃から児童相談所や市町村と連携・情報共有ができる体制を構築することが重要です。

(2) 対策

- i. これまで、すべての児童相談所への警察職員の配置や、警察本部におけるこどもの安全確保に従事する警察官の増員、モデルハウスを活用した児童相談所と警察による児童虐待対応強化（立入調査、臨検・搜索の技術向上等）のための大規模な合同研修を行ってきましたが、引き続き体制及び連携の強化を図り、こどもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ii. 児童相談所と警察においては、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところですが、県だけでなく、市（今後児童相談所を開設する船橋市、柏市を含む。）が設置する児童相談所でも県警との間で情報共有を可能とする新システムの構築などにより、一層の連携強化を図ります。
- iii. 教職員が、児童虐待の防止及び適切な早期発見を行えるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。
- iv. 教職員や保育所の保育士等の、児童虐待に対する対応力の向上を図るため、研修内容を充実させます。

- v. 医療機関やその従事者を中心とした児童虐待対応のネットワークにおいて、知識や経験の共有、相談・助言等を行う取組を強化し、児童虐待に対する対応力の向上や、こどもへの心のケアの充実を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・教育機関や医療機関の職員を対象とした研修の実施 など
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	学校に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図ります。 また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係機関等と連携した取組の充実を図ります。
スクールロイヤー活用事業	教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施します。
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図ります。
子どもの心の診療ネットワーク事業	こどもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中核としたネットワークを作り、こどもの心のケアに関する支援体制の構築を図ります。